

## 第6章 (仮称)札幌市障がい者スポーツセンターの整備手法等について

### 1. 整備手法

障がい者スポーツセンターの整備については、施設の新設、既存施設の建替えまたは既存施設の活用といった手法が考えられ、前章で記載した施設の基本要件等を踏まえて今後検討してまいります。

なお、施設の新設または既存施設の建替えによる場合の整備にあたっては、施設の効果を高め、利用者の利便性の向上を図ることや持続可能な公共施設マネジメントの観点から、類似・関連する機能を持つ施設の複合化等について検討します。

【参考:建て替え時期が近い既存施設】

	施設名	建築年度	建替え時期(※)
1	月寒体育館	1971	2031
2	中島体育センター	1979	2039
3	厚別区体育館、手稲区体育館	1981	2041

※木造:45年、非木造:60年(H5以降に建築された施設は80年)として算定


《類似・関連施設の複合化等の検討に当たっての考え方》

障がい者スポーツセンターの類似・関連施設として、以下に該当する場合などに機能の統合や施設の複合化等を検討します。

- ◆障がいのある方の運動・スポーツ関連機能など、障がい者スポーツセンターに備えるものと重複する機能を有する施設
- ◆障がい者スポーツセンター内にあることで、施設の効果を高めることが期待される機能や組織等を有する施設

なお、元の施設から支障なく必要な機能のみを障がい者スポーツセンターに統合できる場合は、当該機能のみの統合を検討しますが、そうした一部機能のみの単純な統合が難しい場合などは、施設全体の複合化を図ることを検討に当たっての基本的な考え方とします。

複合化を検討する類似・関連施設の例

札幌市身体障害者福祉センター(西区二十四軒2条6丁目)	
施設概要	<p>1 設置根拠・目的            身体障害者福祉法第31条に定められ、第28条第2項にて市町村が設置できる施設。身体障がい者に対する福祉増進を図るため、身体障がい者に関する各種の相談に応じ、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する。</p> <p>2 関連業務内容            相談事業、機能回復訓練事業、スポーツ教室・文化系講座の開催等</p> <p>3 施設概要            延べ床面積 5276.31 m<sup>2</sup>            S53年(1978年)建築</p> 
理由	<p>◆同施設に所在する札幌市障がい者更生相談所が担っている障がい程度の審査、身体障害者手帳等の相談・判定、補装具製作者等への専門的な知見の提供など他機関への助言・指導業務など、身体障がい者に対する更生援護機能を集約することで、障がい者スポーツセンターの拠点機能の強化が期待できる。</p> <p>◆身体障害者福祉センターの持つ機能回復訓練等を入り口として障がい者スポーツにシームレスにつなげることで、障がい者スポーツの裾野拡大につながる。</p> <p>◆体育館など障がい者スポーツセンターでも整備が見込まれ、目的が重複する諸室を有していることから、当該機能を集約することにより、施設の有効活用や運営コストの削減が期待できる。さらには、各種相談の実施等によるコーディネート機能や情報拠点としての役割、障がい者の機能回復訓練・健康づくりのサポート機能などを集約することで、利用者の利便性の向上が期待できる。</p>

視聴覚障がい者情報センター(中央区大通西19丁目)	
施設概要	<p>1 設置根拠・目的 身体障害者福祉法第34条に定められ、第28条第2項にて市町村が設置できる施設。無料又は低額な料金で、点字刊行物、視覚障がい者用の録音物、聴覚障がい者用の録画物等を製作し、もしくはこれらを視聴覚障がい者の利用に供し、点訳もしくは手話通訳等を行う者の養成・派遣などの便宜を供与する。</p> <p>2 関連業務内容 視覚障がい者家庭・社会生活訓練事業、聴能言語訓練・社会生活教室等</p> <p>3 施設概要 延べ床面積 3265.6㎡ S56年(1981年)建築</p>
理由	<p>◆視聴覚障がい者の社会参加と自立促進を目的に、点字図書・録音図書、手話や字幕を挿入した映像資料などの情報提供を行っており、障がい者スポーツの理解促進・普及啓発への寄与が見込まれるほか、レクリエーション活動など文化活動支援、生活に必要な訓練等を通じた生活文化の向上を図っており、その一手段として、障がい者スポーツの効果的な活用が期待できる。</p>



[両施設共通事項]

- ◆札幌市身体障害者福祉協会や札幌市障がい者スポーツ協会、札幌聴覚障害者協会、札幌盲ろう者福祉協会といった障がい者スポーツセンターの運営にあたって連携すべき関係団体の事務所が存在しており、これらの関係団体が障がい者スポーツセンター内に所在することで、障がい者への情報発信や団体相互の連携など、施設の効果をより高めることが期待できる。
- ◆共用部分のほか重複する機能等の統合により、限られた本市の都市空間における施設総量の抑制が図られる。
- ◆両施設とも設備等が老朽化し、近い将来に建替えの検討なども避けられない中、これらの課題をより一体的に解決することができる。

## 2. 事業費等

整備や運営に要する事業費については、今後検討予定の整備手法、施設の規模や機能等を踏まえて算出します。

また、事業の実施に当たっては、その時点で活用可能な補助制度等を最大限に活用します。

## 3. 施設の利用区分

障がいのある方とない方のスポーツを通じた交流機会の創出などの観点から、障がい者スポーツセンターについては障がいのある方の専用利用ではなく、優先利用を想定します。

## 4. 事業手法

施設規模等を整理した後、整備手法に応じて、従来的手法やPPP/PFI的な手法について、検討していきます。